

「医療従事者の処遇改善（ベースアップ等）に関する取組」 について

当院は、医療に従事する職員の適切な処遇改善（賃金の改善・ベースアップ等）を図る体制を整えています。

これに伴い、以下の施設基準に適合しているものとして、東北厚生局長に届け出を行っています。

- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 入院ベースアップ評価料
- ・ 看護職員処遇改善評価料

この診療報酬や診療費の一部ご負担は、全額、当院で働く職員の処遇改善の原資として大切に活用させていただきます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年1月1日 福島県立南会津病院長